

令和 2 年 3 月 23 日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 新型コロナウイルスに伴う緊急支援策

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、政府は労働者や企業のための支援緩和策を打ち出しておりニュース等で既にご存じと思いますが、いろいろ打ち出している支援策のうち二つについて概略を述べ参考にして頂ければと思います。

### 1. 資金繰り支援策・金融機関関係

- ① 全国的に事業が悪化している業種において、経営の安定に支障を来している中小企業者への資金供給の円滑化を図るための金融支援です。

信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で条件により100%或いは80%の保証を行う制度です(セーフネット保証4号、5号)。

- ② 指定業種に属する事業をおこなっており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少などが条件となっていますが、これからの売上減少は指定業種以外でも今後は何らかの影響を受けることも十分考えられますのでまずは相談窓口へ。

- ③ 相談窓口 (詳しくは経済産業省のホームページにてご確認ください。)

大規模な経済危機等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の方は、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定申請を行い、信用保証協会による認定書を基に金融機関に融資の申し込みをする方法と、日本政策金融公庫に直接申し込む方法(条件により無担保、無利息)も有りますので、まずは相談して見てはいかがでしょうか。

(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、各市区町村など)

### 2. 厚生労働省関係 (詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。)

- ① 小学校休業等対応助成金(創設)

小学校等に通う子供の保護者(労働者)の休職に伴う所得の減少に対応するため、年次有給休暇とは別に有給の休暇を与えた会社に対しての助成金。

- ② 雇用調整助成金の特例処置の拡大

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。

- ③ 時間外労働等改善助成金

i) 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークを新規に導入し、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更などを行った場合。

ii) 職場意識改革改善で休暇の取得促進に向けた環境整備に取り込む中小の企業主。

具体的には労働者が利用できる「就業規則等の作成・変更」などにより、特別休暇の規定を整備するなど。